

## 平成 29 年度 府中市障害者等地域自立支援協議会児童発達支援センター一部会最終報告

## 1 部会員名 (◎部会長 ○副部会長)

	氏名	選出母体及び役職名
1	◎栗山恵久子	府中市手をつなぐ親の会 会員
2	○古寺久仁子	東京都立多摩療育園 相談主任技術員
3	桑田利重	地域生活支援センターみ～な センター長
4	鈴木卓郎	地域生活支援センタープラザ 施設長
5	高橋美佳	地域生活支援センターあけぼの 所長
6	原 郷史	地域生活支援センターふらっと センター長
7	犬飼知子	NPO 法人ポップシップ 代表理事
8	近藤優子	府中市福祉作業所等連絡協議会 社会福祉法人若松福祉わかまつ共同作業所 施設長
9	平良圭嗣	有限会社やすらぎ やすらぎ 管理者
10	石橋直美	府中市パーキンソン病友の会 会長
11	椛島剛之	障害者当事者
12	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会 会長
13	野村忠良	府中市精神障害者を守る家族会 会長
14	吉井康之	府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動推進課長補佐兼権利擁護課長補佐兼まちづくり推進係長兼府中ボランティアセンター長
15	梅景靖之	東京都立府中けやきの森学園 主任教諭
16	今野ゆかり	府中公共職業安定所専門援助部門 統括職業指導官
17	竹下 勝	東京都立府中療育センター 事務次長
18	早田紀子	多摩府中保健所 課長代理

## 2 経過と検討内容

府中市児童発達支援センター設置について、独自サービスも含め、その在り方を検討し事業計画案を作成するため、以下のとおり視察等で他市の状況を情報収集し、市内の児童発達支援機関関係者をオブザーバーとして迎え、意見交換しながら検討を行った。なお、課題が多いため、年度内に第 7 回部会を行う予定である。

	日時	出席者	内容
第 1 回	平成 29 年 5 月 22 日 14 : 00～16 : 00	出席委員 11 人 オブザーバー：心身障害者福祉センター施設長、あゆの子 主査	市より説明 あゆの子の事業説明
第 2 回	平成 29 年 7 月 13 日	出席委員 11 人	小学校における要配慮児童の推計

	10:00～12:00	オブザーバー：心身障害者福祉センター施設長	センターで目指すべきものについて 部会の進め方
視察	平成 29 年 8 月 25 日 10:30～12:00	出席委員 6 人、	杉並区こども発達支援センター
第 3 回	平成 29 年 9 月 4 日 10:00～12:00	出席委員 11 人 オブザーバー：心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査	あゆの子見学・事業説明 東京都立多摩療育園の事業説明 視察報告（杉並区こども発達支援センター） 児童の発達に関する相談件数と現状における課題
第 4 回	平成 29 年 10 月 25 日 （水）10:00～12:00	出席委員 9 人 オブザーバー：あゆの子主査、教育委員会・教育センター統括指導主事、健康推進課母子保健係保健師 2 名、保育支援課係長、子ども家庭支援センターたち事務職員、児童青少年課 学童クラブ指導員 2 名	府中市の子どもの発達にかかわりのある部署の担当者と事務局の打ち合わせで上がった課題の報告 視察（報告町田市こども発達センターすみれ教室 10 月 5 日） オブザーバーからの意見聴取 基本構想案（事務局作成）の説明と議論、今後のスケジュールについて
第 5 回	平成 29 年 12 月 15 日 10:00～12:00	出席委員 11 人 オブザーバー：心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査、子ども家庭支援センターたち主査、事務職員、健康推進課母子保健係保健師	基本構想案のセンター設置目的、事業内容について議論
第 6 回	平成 30 年 1 月 9 日 10:00～12:00	出席委員 10 人 オブザーバー：教育センター統括指導主事、スクールソーシャルワーカー（SSW）、心身障害者福祉センター施設長、あゆの子主査、健康推進課母子保健係保健師 2 名、子ども家庭支援センターたち主査、事務職員	教育センターの事業説明と児童発達支援センターとの連携について
第 7 回	平成 30 年 2 月 19 日	（予定）	29 年度の会議内容のまとめ 答申案についての検討 30 年度の活動について

#### 4 これまでの検討内容

##### (1) 府中市の支援の必要な児童の現状

- ・ 未就学児の発達に関する相談は増加傾向にあり、特にあゆの子の相談件数が著しく増加している。
- ・ 障害を有する教育相談の件数、特別支援学級利用児数も増加傾向にある。
- ・ 発達に関する支給決定数の増加は精神保健担当分、援護担当分いずれも増加が著しい。
- ・ 相談件数や支給決定数には表れない潜在的ニーズを読み取る必要がある。
- ・ 二次障害になってしまう子、親、家族がいる。

##### (2) 支援の必要な児童に対応する機関の現状

- ・ あゆの子は相談者の増加により、待機期間が出たり、グループの頻度を減らさざるを得ない。多摩療育園の初診も3か月以上先しか予約ができない。
- ・ あゆの子の通園のような継続的な積み重ねを行える児童発達支援があゆの子以外にない。
- ・ 相談の窓口がわかりにくい。特に就学後の総合的な窓口がない。
- ・ 児童の通所支援計画作成を受ける事業所が少ない。
- ・ ショートステイ、日中一時支援の受け入れが少ない。
- ・ 保育園すくすく枠利用に関する課題がある。
- ・ 障害者福祉課での申請に、「障害」が付く課名に抵抗を持つ人がある。
- ・ 関係機関の役割分担を再確認すべき。
- ・ サービスの提供量と需要が見合っていない。

##### (3) 新設される児童発達支援センターについて

###### ① 対象

18歳未満で、手帳の有無は問わず、「気になる子」も含み、医療的ケア児、障害のある子、障害等で支援が必要な児童すべてとする。

###### ② 施設の名称

法改正後全国的に「児童発達支援センター」という名称で通っているので、そのままが良い。

###### ③ 目指すべきもの

- ・ ライフステージを通して途切れない子どもへの支援が重要。療育の場の保障、居場所の保障。子どもへの支援にあたっては、障害を克服していくという考え方や、「課題」や「問題行動」というとらえ方でなく、できることに着目し、どのように生活していくか一緒に考えていくような支援が望ましい。早期発見、早期療育の言葉の使い方に注意が必要。その子がありのまま育っていくことができる支援を考える必要がある。
- ・ 相談機能は、ライフステージが変わっても見守り続けられること、「身近」で「相談しやすい」総合的な相談窓口であること、関係機関連携の要となれることが必要。ワンストップ対応。
- ・ 市内に不足しているサービスを実施する。
- ・ 家族支援も重要。しかし、「保護者の障害受容」を求めるのではなく、「社会受容」という考え方が必要。

#### ④ 事業内容

- ・ 福祉型児童発達支援センターとして実施する。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもについては、多摩療育園との連携で対応する。
- ・ 相談事業では、総合的なワンストップ窓口とする。アウトリーチ機能があると良い。通所支援計画の作成。市職員が関わることが望ましい。紹介するだけの窓口にならないよう留意。(かなりの件数が予想されるので、方法や職員配置は検討すべき)
- ・ 家族支援では、家族の心理的負担のサポートや、子どもの成長過程での家族の悩みや迷いに対応することが期待される。家族が「障害」に疲れ果てる場合があり、レスパイトが必要である。
- ・ 児童発達支援事業（未就学児童）には、センター内での給食の調理および提供を想定。水治療室があると良い。
- ・ 保育園等への巡回相談だけでなく、保育所等訪問支援（法内事業）を実施
- ・ 自分で移動できる医療的ケア児（重心身障害児ではない）に対応できる放課後デイサービスが市内にないので、センターでの実施を検討
- ・ 関係機関との連携（発達障害を診療できる医療機関が不足しており、医療機関との連携が課題となる）
- ・ 地域支援として関係機関の研修等による人材育成
- ・ 地域住民への普及啓発

#### 5 今後の課題・次年度の検討予定

- ・ 当部会の答申を6月までに作成し、それをもとに市が基本構想を作成することになる。基本構想には、協議会の流れ、目的、事業内容、人員配置、設置場所等が必要になるので、それらを踏まえて検討する。
- ・ 29年度に引き続き、必要に応じ市内の各関連機関の専門家にオブザーバー参加を求めながら検討を進めるが、これまで出てきた意見について優先順位をつけ、児童発達支援センターの目的や、何が必要か、何を行っていくかを、大人の都合でなく、児童の成長のための視点で、具体的に課題を検討していく。
- ・ 就学後の支援をどこまで行うか、関係機関との役割分担や連携などはさらに課題を明確にしていく必要がある。